

3 感染症予防対策の法律と感染症の3要因と対策

感染症を予防するには3要因に対する対策が有効である。各種法律も、それぞれの要因に対する対策を中心としている(表4-7)。

表4-7 感染症の3要因と対策

3要因	具体的な因子	対応する法律	対策
感染源	発症者、保菌者、接触者、感染源動物、病原巣(土壌)	感染症法* 検疫法 学校保健安全法	早期発見、早期届出、保菌者検索、応急入院、出席停止、就業制限、検疫
感染経路	直接伝播、間接伝播	感染症法* 食品衛生法 水道法 廃清法**	消毒、ネズミ・節足動物の駆除、通行制限、飲食物の授受禁止、汚染食品の廃棄、都市計画、上下水道整備
感受性	予防接種	予防接種法	予防接種による集団免疫

*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
**廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)

1) 感染症法の成り立ちと歴史

従来の『伝染病予防法』、『性病予防法』、『エイズ予防法』の3つを統合して1998(平成10)年に制定、1999(平成11)年4月1日に施行された。その後、2007(平成19)年の改正で『結核予防法』を統合している。

2) 対策の基本的な考え方

従来の感染症に関する法律が有していた集団の予防という観点から脱却し、個々の国民の予防およびそれに関する医療を重視し、それによって社会全体の感染症予防ができるという考えに転換されている。

3) 感染症法の特徴

(1) 感染症類型と医療体制の構築

感染力・重篤性などに基づき対象となる感染症を**類型化**(表4-8)し、対応する医療体制と情報体制を再整理した。

(2) 未知の感染症の対応(新興感染症対策と再興感染症対策)

未知の感染症(**新興感染症**)を新感染症と定義して対応を定めた。また、既知の感染症(**再興感染症**)を**指定感染症**と定義して対応を定めた。

(3) 事前対応型行政の構築

感染症が発生してから、防疫対策を講じるのではなく、国・都道府県に感染症発生動向調査体制を整備し、各レベルでの予防対策を実施できるしくみの整備と危機管理体制の強化を行うことによって、普段からの感染症発生の発生拡大を防止するための準備をする**事前対応型行政**への転換を推進している。

(4) 患者・感染者の人権の尊重と制限

従来の感染症対策の法律において行われていた一律の隔離制度を取りやめ、指定された感染症(1類感染症, 2類感染症, 新感染症)の患者が、入院を拒んだ場合のみ強制的

表4-8 感染症の種類(感染症法に基づく分類)

	感染症名など	性格
感染症類型	1類感染症 ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘瘡 ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性がきわめて高い感染症
	2類感染症 ・急性灰白髄炎 ・結核 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群(SARS) ・鳥インフルエンザ(H5N1) ・鳥インフルエンザ(H7N9) ・中東呼吸器症候群(MERS)	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症
	3類感染症 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症
	4類感染症 ・E型肝炎 ・A型肝炎 ・黄熱 ・Q熱 ・狂犬病 ・炭疽 ・鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1, H7N9)を除く) ・ボツリヌス症 ・マラリア ・野兔病 ・その他の感染症(政令で規定)	動物、飲食物などの物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与える恐れのある感染症(人から人への伝染はない)
	5類感染症 ・インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く) ・ウイルス性肝炎(E型肝炎およびA型肝炎を除く) ・クリプトスポリジウム症 ・後天性免疫不全症候群 ・性器クラミジア感染症 ・梅毒 ・麻疹 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・その他の感染症(省令で規定)	国が感染症発生動向調査を行い、その結果などに基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症
新型インフルエンザ等感染症	・新型インフルエンザ ・再興型インフルエンザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザかつて、世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものが再興したもの 両型ともに、全国的かつ急速なまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるもの
指定感染症	政令で1年間に限定して指定される感染症	既知の感染症のなかで上記1~3類、新型インフルエンザ等感染症に分類されない感染症で1~3類に準じた対応の必要が生じた感染症
新感染症	当初 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て個別に応急対応する感染症 要件指定後 政令で症状などの要件指定をしたあとに1類感染症と同様の扱いをする感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状などが明らかに異なり、その感染力、罹患した場合の重篤度から判断した危険性がきわめて高い感染症

(厚生労働統計協会 編: 国民衛生の動向 2018/2019, 厚生労働統計協会, 2018)